

独立行政法人医薬品医療機器総合機構患者向医薬品ガイド検討会設置運営要領
(19 要領第8号)

(設 置)

第1条 平成17年6月30日付薬食発第0630001号厚生労働省医薬食品局長通知に従い、患者向医薬品ガイドの作成及び見直しの検討を実施するために、各分野の専門家から指導及び助言を得る目的で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に患者向医薬品ガイド検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討会)

第2条 検討会の委員は、医薬品に関し、専門知識を有する者の中から、理事長が委嘱する。

- 2 検討会に、委員の互選による座長を置く。座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。
- 4 検討会は、安全管理監が招集する。
- 5 検討会は、原則として公開とする。

(検討事項)

第3条 患者向医薬品ガイドの位置付け、内容、提供方法その他必要な事項について検討を行う。

(秘密の保持等)

第4条 検討会の委員及びその職にあった者は、その職務を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己若しくは他人のために使用してはならない。

(庶 務)

第5条 検討会に係る庶務は、医薬品安全対策第一部及び医薬品安全対策第二部の協力を得て、安全性情報・企画管理部において処理する。

(雑 則)

第6条 検討会は必要に応じて、他の専門家に対し参考人として出席を求めることができる。

- 2 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。

委員名簿

(敬称略)

新垣 淑仁	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 戦略企画部事業企画推進室 副室長
五十嵐 隆	国立成育医療研究センター 理事長
小笠原 俊拓	公益社団法人 日本薬剤師会 理事
櫻井 公恵	NPO法人 G I S T E R S 副理事長
滝田 諭	日本製薬団体連合会安全性委員会 委員長
辻 邦夫	一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 常務理事
花井 十伍	特定非営利活動法人 ネットワーク医療と人権 理事長
藤原 慶正	公益社団法人 日本医師会 常任理事
堀口 逸子	慶應義塾大学医学部 非常勤講師
益山 光一	東京薬科大学薬学部 教授